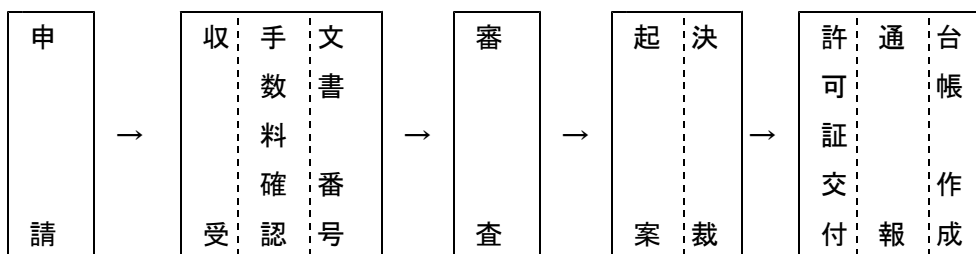


## 高圧ガス製造許可申請（冷凍）

根拠法令	法第5条第1項第2号　　冷凍則第3条
適用	1日の冷凍能力が ・冷媒ガスがフルオロカーボン及びアンモニアの場合　50トン以上（施行令第4条） ・冷媒ガスが上記以外の場合　20トン以上 となる冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

### 手 順



### 必要書類

- 1 高圧ガス製造許可申請書（冷凍則様式第1）
- 2 製造計画書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
  - (1) 製造の目的
  - (2) 製造設備の種類
  - (3) 1日の冷凍能力 （第5条に規定する算定基準によるものをいう。）
  - (4) 圧縮機の性能
  - (5) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
  - (6) 移設等に係る冷凍設備にあっては、当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録  
 （添付すべき書面又は図面）
    - ① 事業所全体平面図
    - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
    - ③ フローシート又は配管図
    - ④ 高圧ガス製造施設配置図
    - ⑤ 機器等一覧表
    - ⑥ 冷凍能力の計算書
    - ⑦ 高圧ガス設備の強度計算書（指定設備を除く）
    - ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書

⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 上記①～⑨に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

- 1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（冷凍則第6条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 2 製造の方法が規則（冷凍則第6条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 3 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるか審査。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

通 報

北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。

台帳作成

許可後台帳に記載する。

## 参 考

- 高圧ガス製造許可申請書に添付すべき製造計画書の様式は任意であり、記載する事項等については、次の例による。

### 1 製造の目的

「製造の目的」には、冷蔵、製氷その他の凍結、冷却、冷房、暖房の別及びそれぞれの客体を具体的に記載する。

### 2 製造設備の種類

「製造設備の種類」には、定置式、移動式（車両登録番号及び車種がある場合にはそれらを併記する。）の別、多段式、多元式の別（段数、元数を併記する。）、往復動式、遠心式、回転式の別、水冷式、空冷式の別、ラインの有無並びにユニット型であるか否かを記載する。

### 3 1日の冷凍能力

冷凍則第5条に規定する算定基準により算出した冷凍能力を記載する。

### 4 圧縮機の性能

「圧縮機の性能」には、冷凍能力を算定するために必要な事項の数値を記載させる。

### 5 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合するか否かを判断するために必要な事項をい、例えば、冷凍則第7条第1号については、冷凍則第7条第1号に規定する設備の周辺10m以内の状況（図面によることとし引火性又は発火性の物をたい積した場所及び火気を明示すること）を記載する。

- 高圧ガス製造届書（第二種製造者）に添付すべき製造施設等明細書についても、上記に準じて記載する。